

滋賀県立高等専門学校構想推進本部会議設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県立高等専門学校に関して、基本構想等の重要事項の検討、調整、確認、共有を行い、設置に向けた準備業務のより円滑・迅速化を推進するため関係機関による滋賀県立高等専門学校構想推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、以下に掲げる本部員で組織する。

- (1) 滋賀県知事
- (2) 公立大学法人滋賀県立大学理事長
- (3) 野洲市長
- (4) 学識経験者

2 本部長は滋賀県知事とする。

3 副本部長は公立大学法人滋賀県立大学理事長とする。

(本部会議)

第3条 本部会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第4条 本部の運営に必要な事務は、総合企画部高専設置準備室において処理する。

(設置期間)

第5条 本部の設置は、この要綱の施行日から当分の間とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月30日から施行する。